
認可地縁団体とは

- 認可地縁団体とは、地方自治法等に定められた要件を満たし、一定の手続きを経て法人格を得た自治区、自治会等の地縁による団体のことをいいます。法人格を取得することで、保有資産を団体名義で不動産登記することができるようになります。

- 法人格付与の対象となるのは、「地縁による団体」に限られるため、次のような団体は申請することが出来ません。
 - ・ 特定の目的の活動だけを行う団体
例：スポーツや趣味の同好会、伝統芸能保存会、環境保全団体、など
 - ・ 住所以外に、「年齢」「性別」などの加入要件がある団体
例：高齢者クラブ、青年会、婦人会、マンション管理組合など

- 認可地縁団体の権利義務について
地縁団体として市長の認可を受けると、主に次のような権利・義務が発生します。
 - 権利
 - ・ 団体名で不動産登記ができます。
 - ・ 契約行為や不動産登記に必要な印鑑を登録し、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けることができます。
 - 義務
 - ・ 団体の運営は、地方自治法その他の法律に従って行うことになります。
 - ・ 代表者や規約等を変更する場合には、市への届出が必要です。
 - ・ 収益事業を行う場合は各種の納税義務が生じます。
 - ・ 不動産登記については、登録免許税が課税されます。